

第11回大分市自治基本条例検討委員会(まとめ)

部会名	検討項目	部会での検討経過及び課題	第11回検討委員会の意見(まとめ)
理念部会	前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会の議論を踏まえ、具体的指摘事項があった点を修正した。</li> <li>・基本的に概念的な指摘については内容的に網羅されているとの判断から修正していない。</li> <li>・住民自治についての指摘があったのは理解しているが、それ以上に大分市のことをしっかり謳うべきという意見があったのでその点の修正はしていない。</li> <li>・「目的」の分については別に項立てをするよう検討しているので前文には反映させていない。</li> <li>・部会案は(別紙1)のとおり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代に受け継いでいくものを、具体的に盛り込めないだろうか。</li> </ul>
	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議論は終了していないが、たたきとしての案を提示する。</li> <li>・他部会の委員意見を基にさらに議論していきたい。</li> <li>・部会の考え方は(別紙2)のとおり</li> <li>・今回提示の目的案が完全だと考えていないので、積極的な意見をいただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な「自治」がある中で、自分達のまちを活性化させて行こうとするときの、基本的な拠り所としてこの「自治基本条例」があるという意味で、目的案は非常に良く作られていると思う。</li> </ul>
	基本理念 基本原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の考え方は(別紙2)のとおり</li> <li>・前回、案を提示したが、今回も案を提示して意見をいただきたい。</li> <li>・その意見を基に議論を深めていきたい。</li> </ul>	
	定義		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働」、「自治」の意味を明確にして欲しい。</li> <li>・「自治」については、様々な形の「自治」があると思うので、定義することが難しいかもしれない。</li> </ul>
市民部会	市民の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市民部会案】</li> <li>市民 次のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>ア 市内に住所を有する者</li> <li>イ 市内に通勤し、又は通学する者</li> <li>ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者・地域活動団体等」という。)</li> <li>・市民部会の考え方を理念部会にお知らせし、検討をお願いしたい。</li> </ul>	
	市民の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心、安全、快適に暮らすこと</li> <li>・行政サービスを受けること</li> <li>・まちづくりに参画すること</li> <li>・情報の公開又は提供を求めること</li> <li>以上4つの視点で盛り込むことを検討している。</li> <li>この他に、</li> <li>・将来の大分市を担う市民としての子どもの権利を謳う方向で検討している。</li> <li>・市民部会の考え方について、全体の意見をいただきたい。</li> </ul>	
	市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力してまちづくりなどに取り組む</li> <li>・自らの発言や行動に責任を持つ</li> <li>・応分の負担を負う</li> <li>以上3つの視点で盛り込むことを検討している。</li> <li>併せて、</li> <li>・事業者等の役割を盛り込む方向である。</li> <li>・市民部会の考え方について、全体の意見をいただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加・まちづくり部会が考える、「協働は市民に責務を負わせるものではない」という視点から考えると、「市民の責務」の内容は、少し違うのではないか。</li> <li>・「市民の責務」は、プラスの方向に皆で意見を出し合い、共に取り組み、責任を持ち、逃げないと言う形だと思うので、今の記載のとおりで良いのではないか。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民側から見たときの「地域コミュニティの形成」の項目が必要であること。</li> <li>・行政側にも「地域コミュニティの形成」に当たっての取り組み姿勢が必要であること。</li> <li>・他部会の考え方を聞きたい。</li> </ul>	
執行機関・議会部会	議会の責務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会基本条例」が先行している本市においては、最高規範性を持つ「自治基本条例」との関係はどうするか。</li> <li>・市民・議会・執行機関の三者を謳いこむということを全体会議で確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会基本条例」に並行する「行政基本条例」と「市民基本条例」を作るのか、全体を包含した「自治基本条例」を作るのか。</li> <li>・「自治基本条例」に包含されるものとして「議会基本条例」「行政基本条例」「市民基本条例」があり、「自治基本条例」には最高規範性がある。</li> <li>・今、制定をしようとしている「自治基本条例」は、大分市の最高規範であることの確認をした。</li> </ul>
市政運営部会	市政運営の基本		
	総合計画		
	行政評価		
	外部監査		
	情報公開		
	個人情報の保護		
	行政手続		
	条例の制定等の手続		
	法令遵守等		
	財政運営		
	行政組織の編成		
	市民提案		
	権利保護・苦情対応		
	政策法務		
危機管理体制の整備等			
人材の育成			
他の地方公共団体等との連携・協力			
多文化共生			
自然環境・景観の保全等			
その他			
市民参加・まちづくり部会	協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市に住んでいる皆さんが、誇りを持てるようなまちづくりをするのが「協働」の目的だと思う。</li> <li>・「協働」という言葉は、最初の頃よりは随分浸透しているので、この言葉を使っても、皆の理解や想いなどは共有していいのではないか。</li> <li>・「協働」は、結局は行政と一般市民が同じ横の列に並んで手をつないでいくという、簡単な意味合いで良いのでは。</li> <li>・「協働」は、言葉だけの問題ではなくて、実際の行動において「責務を負わせるものではない」という、この立場をしっかりと踏まえておかないといけなため、定義付けの際には、このことに関する表現をしっかりと押さえる必要がある。</li> <li>・「協働」の「責務を負わせるものではない」ということについて、きちんと定義付けしてもらおう理念部会をお願いする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働は市民に責務を負わせるものではない」という、市民から見るとマイナスな捉え方ではなく、「自ら進んで責務を負う」というような市民が育ってほしいんだ」という、プラスな方向として形を込めていきたい。</li> <li>・「協働」について、「責任を負わない」ということは、決定に参加しないということになるのではないか。また、主体性がないということになるのではないだろうか。</li> <li>・責務を負う、負わないという問題は、理念部会の「基本理念」の「協働のまちづくり」でうまくまとめられているので、敢えて個別に謳わなくても良いのではないか。</li> <li>・「協働」が浸透していると思われる大分市において、敢えて「協働」を使わないとしたら、その理由を明確に教えてもらいたい。</li> </ul>
都市内分権		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域主権」、「都市内分権」について、行政としてどのような考えを持って望んでいくのか、提案があった後に、全体で議論する必要があるのではないか。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつもの条文のような表現では、何か重苦しい感じがするので、もう少し分かりやすい、やさしい表現が良いのでは。</li> <li>・条例というスタイルになると、やはり法律的な作業になるので、硬い表現になってもしかたがないのでは。</li> <li>・いずれにしても、他の部会との整合性を図る必要があるのでは？</li> <li>・出来上がった条例は、子ども達も見るので、分かりやすいように配慮した表現にするべきでは。</li> <li>・やはり、市民の皆さんが条文を見た時に、市や検討委員の考え、条文の意図するところがよくわかるような形で出来上がるのが良いのでは。</li> <li>・主語によって表現を、法律的にしたり、分かりやすい簡単なものにしたりと、使い分けでも良いのでは。</li> <li>・条文の語尾(語調)の表現について、一般的な条文形式とするのか、または「です・ます調」とするの、検討委員全員の中で、ある程度の統一を図っていただいた方が良いのでは。</li> </ul>		